

一時移転(OIL2)における避難実績
福井県エリア(住民)

区分	UPZ(住民)								
	対象施設・住民等	集合・出発地	輸送手段	台数	安定ヨウ素剤 配布地点	避難退域時 検査場所	経由地	避難先	避難者数
住民	たかはま 高浜町 和田 住民	保健福祉センター	バス (県バス協)	1	保健福祉センター	あやべ 綾部PA (あやべ球場) (京都府綾部市)	たんぼ 丹波の森公苑 (兵庫県丹波市)	三田市消防本部	14人
		保健福祉センター	バス (町バス)	1				(兵庫県三田市)	13人
		自宅	自家用車	6					14人
	おおい町 本郷 住民	総合町民センター	バス(関電)	1	ふるさと交流 センター			兵庫県避難先 (想定)	14人
		自宅	自家用車	3				6人	
	おおい町 佐分利 住民	ふるさと交流センター	バス (県バス協)	1				20人	
			自宅	自家用車				2	4人
	おおい町 名田庄 住民	里山文化交流センター	バス (県バス協)	1	里山文化 交流センター	みほま 美浜町役場	-	ひがしうら 東浦小中学校 (敦賀市)	18人
		自宅	自家用車	1	2人				
	おほま 小浜市 雲浜・小浜 住民	食文化館 (小浜港)	バス (県バス協)	1	小浜港 (小浜市)	みほま 美浜町役場	-	いまだて 今立体育センター (越前市)	16人
		各地区公民館	バス (県バス協)	6	けんわかさごう 県若狭合庁舎			115人	
	おほま 小浜市 内海・西津・国富・ 松永・口名田	自宅	自家用車	4					6人
		各地区公民館	バス (県バス協)	5	よしかわ 吉川小学校 (鯖江市)				99人
	おほま 小浜市 宮川・遠敷・加斗・ 今富・中名田	自宅	自家用車	4				8人	
		わかさ 若狭町 三宅地区 住民	かみなか 上中庁舎	バス (県バス協)				2	えちぜん 越前体育館 (越前町)
	おほま 小浜市 雲浜 住民	食文化館 (小浜港)	バス(県バス協)	1	小浜港 おほま (小浜市)	みほま 美浜町役場	-	いまだて 今立体育センター (越前市)	17人
バス(県バス協)			1	17人					

一時移転(OIL2)における避難状況(避難行動要支援者)



小浜小、西津小、雲浜小児童、一般住民の県内避難(今立体育センター)



小浜小、西津小、雲浜小児童、一般住民の県内避難(今立体育センター)



避難住民の受付



受付後に健康チェックを実施

一時移転(OIL2)における避難状況(住民:避難退域時検査)

資料30



避難退域時検査 車両スクリーニング(美浜町役場)



避難退域時検査 ゲート型モニタによる車両スクリーニング(美浜町役場)



避難者に対するスクリーニング(美浜町役場)



ウエスによる汚染箇所の簡易除染(美浜町役場)

一時移転(OIL2)における避難状況(住民:県外避難)



あやべ球場(京都府)における福井県避難車両の避難退域時検査



実動部隊による水除染の実施



高浜町和田地区住民の避難の様子(三田市消防本部)



高浜町和田地区住民の避難の様子(三田市消防本部)

一時移転(OIL2)における避難状況(住民:安定ヨウ素剤配布)



安定ヨウ素剤の配布(小浜食文化館)



安定ヨウ素剤の配布(若狭町上中庁舎)



バス車内において安定ヨウ素剤服用の説明、簡易問診後に配布を実施(高浜町和田地区)

一時移転(OIL2超過)に係る指示文および公示文(京都府)

放射性物質放出後
UPZ一時移転

放射性物質放出後
UPZ一時移転

訓練 指示

平成28年8月27日10時00分

京都府知事 殿
舞鶴市長 殿
綾部市長 殿
宮津市長 殿
福知山市長 殿
京丹波町長 殿

原子力災害対策本部長
安倍 晋三

原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

・ 関西電力株式会社高浜発電所から30km圏内の京都府舞鶴市大浦地区、綾部市睦寄町長野地区、志古田地区、山内地区、鳥垣地区、有安地区、草壁地区、宮津市上宮津地区、福知山市有路下地区、京丹波町和知地区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。なお、地域生産物の摂取を控えること。

訓練 公示

公 示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	京都府舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹波町
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成28年8月27日8時40分 発生場所 関西電力株式会社高浜発電所3号機 放射線等の状況 排気筒モニターの値：異常なし 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値：異常なし 被害状況： 平成28年8月27日7時45分、外部電源が喪失し、また非常用炉心冷却装置の作動が必要となる原子炉冷却材の漏洩事象が発生（原子力災害対策特別措置法第10条通報事象発生） 平成28年8月27日8時40分、設備の故障等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注入不能（原子力災害対策特別措置法第15条通報事象発生） その他の特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	・ 関西電力株式会社高浜発電所から30km圏内の京都府舞鶴市大浦地区、綾部市睦寄町長野地区、志古田地区、山内地区、鳥垣地区、有安地区、草壁地区、宮津市上宮津地区、福知山市有路下地区、京丹波町和知地区の住民は安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。なお、地域生産物の摂取を控えること。

平成28年8月27日10時00分

一時移転(OIL2)における避難の実施方針(案)
 - 京都府エリア(避難行動要支援者・住民) -

一時移転等の対象となる地区

舞鶴市、綾部市、宮津市、福知山市、京丹波町、大浦地区(Bゾーン)、睦寄町、長野地区、志古田地区、山内地区、鳥垣地区、有安地区、草壁地区、上宮津地区、有路下地区、和知地区

一時移転等に際しての基本的考え方

【京都府関係市町】

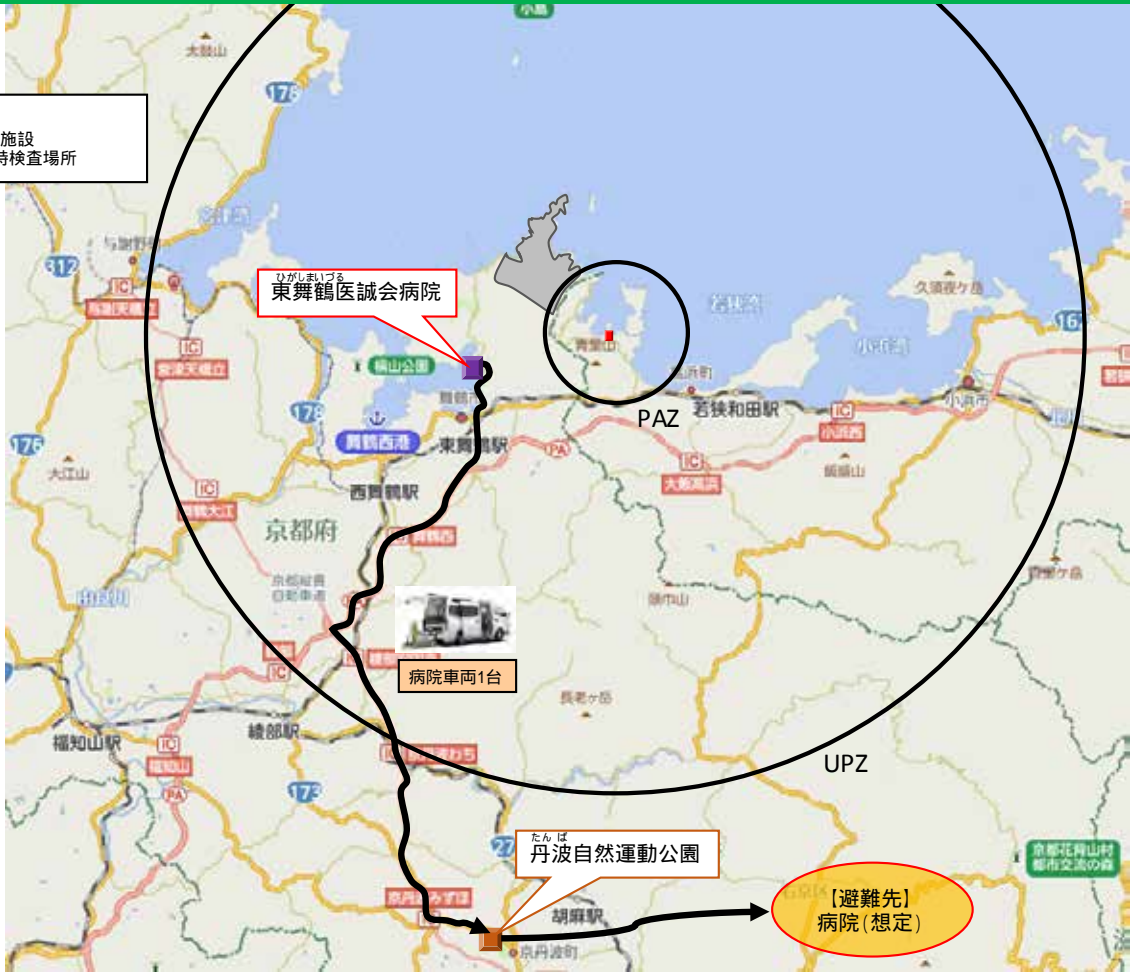
- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。避難先は、京都府内。
- 1 一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 1 避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については屋内退避を行い、容態、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ一時移転を行う。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

一時移転(OIL2)における避難実績
- 京都府エリア(避難行動要支援者) -

【凡例】
■: 病院・福祉施設
■: 避難退域時検査場所



一時移転(OIL2)における避難実績
—京都府エリア(住民)—

